

## 伊能忠敬翁顕彰会規約

### (目的)

第1条 本会は、伊能忠敬翁の遺徳と業績を顕彰し、地域の誇りを育み、郷土文化の発展と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 本会の名称は、伊能忠敬翁顕彰会（以下「本会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 毎年逝去せられた5月17日に墓前祭を行う。
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業を行う。

2 本会は没後200年祭に向けて諸事業を行う。

### (会員)

第4条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者で、個人を一般会員、法人または団体を賛助会員とする。

2 本会に入会しようとする者は、入会届を会長に提出し、理事会の承認を得るものとする。

### (退会)

第5条 本会を退会する者は、退会届を会長に提出するものとする。

### (除名)

第6条 本会は、次の各号に該当する会員を理事会の承認を得て除名することができる。

- (1) 2年にわたって会費の納入を怠った者。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を行った者。

### (会費)

第7条 本会の会費は、一般会員は年額1口5,000円（1口以上）、賛助会員は年額1口10,000円（1口以上）とする。

### (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長	4名
理事	15名以内
監事	2名

(任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員選出)

第10条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において一般会員のうちから選出する。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、本会の事業計画及び予算その他重要事項を審議する。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(名誉会長、顧問、相談役)

第12条 本会に名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の推薦により理事会の承認を得てこれを委嘱する。

(会議)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は毎年8月に開催して、事業計画・予算、事業報告・決算及びその他の重要事項の承認を受けるものとする。
- 3 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織し、事業計画・予算、事業報告・決算及びその他の重要事項を審議し議決する。
- 4 前各項のほか、理事会において必要があると認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(事務局)

第16条 本会の事務局は会長が指定するところに置く。

(規約の改正)

第17条 この規約を改正しようとするときは、総会の議決による。

(委任)

第18条 この規約の執行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年 8月 6日から施行する。